

# 移転登記

(ロ)第42条第1項(a)

## (5)特定の増改築がされた住宅を取得したもの

必要書類	備考
申請書	
住民票(転入手続き後で市長印が確認できるもの)	やむをえず転入手続き前の場合は追加書類が必要 (7)やむをえず転入手続き前の場合を参照)
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地</li> <li>・建築年月日</li> <li>・用途</li> <li>・床面積</li> <li>・構造</li> </ul> 等が確認できるもの
増改築等工事証明書	「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例用」のもの

売買の場合	
売買契約書	取得年月日が確認できるもの

競落の場合	
代金納付期限通知書	取得年月日が確認できるもの

第7号工事に要した金額が50万円を超える場合	給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること
保険付保証明書(第7号工事に係る既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類)	

建築年月日が昭和56年12月31日以前の場合	
以下の①～③のいずれか	耐震基準に適合していることが確認できるもの
①耐震基準適合証明書	取得日前2年以内に予め取得したもの
②住宅性能評価書の写し	取得日前2年以内に評価され、耐震等級が1～3であるもの
③保険付保証明書(既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類)	取得日前2年以内に契約が締結されたもの

※ 追加の書類が必要になる可能性がありますので事前にご相談ください。

※ 虚偽の申請により証明書を発行したことが判明した場合には、交付された証明が取り消され税額の追徴を受けることがあります。